

令和元年度舞鶴地域医療推進協議会総会 次第

日時：令和元年6月24日（月）

午後7時30分から

場所：市立舞鶴市民病院 2F 会議室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 議 案

- (1) 第1号議案 平成30年度事業報告について
- (2) 第2号議案 平成30年度決算報告について
- (3) 第3号議案 令和元年度事業計画（案）について
- (4) 第4号議案 令和元年度予算（案）について
- (5) 第5号議案 協議会運営要綱の改正について

4. その他

5. 閉 会

平成30年度 舞鶴地域医療推進協議会 事業報告

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

舞鶴地域医療推進協議会（以下、「協議会」という。）は、中丹地域医療再生計画に位置付けられている舞鶴地域医療連携機構の役割（機能）を継承する組織として、舞鶴市における地域医療の確保・充実を目的に、病院間等の連携体制の強化に寄与する取り組みを基本的事業として実施する。

平成30年度においては、病院間・病診間の「連携強化」、「救急医療体制の確保」及び地域医療の課題等に関する「啓発・情報発信」を重点に、事業に取り組んだ。

I 事業執行状況

◎舞鶴地域医療推進協議会 総会

開催日 平成30年6月18日（月）

協議内容 平成29年度事業報告・決算について

平成30年度事業計画（案）・予算（案）について

1. 連携強化

(1) 公的4病院長・医師会長会議の開催

	開催日	出席者	主な協議内容
第1回	H30.5.14（月）	公的4病院長、事務部長、医師会長、市	<ul style="list-style-type: none"> ◆救急医療体制について <ul style="list-style-type: none"> ・7月～9月までの救急輪番体制について承認。 ※輪番体制は、救急医療体制の改善策の進捗状況を確認しながら3ヶ月毎に決定することを確認。 ・新年度の医師の体制等について情報共有。 ◆#8000の活用を積極的にPRしていくことについて舞鶴医療センターから提案。 ◆休日急病診療所の患者数を報告。特にインフルエンザ流行期は多くの患者が受診されており、一定輪番病院の負担軽減に繋がっている等の意見。 ◆医療的ケアを必要とする災害時要援護者の調査結果及び今後の個別支援計画作成に向けた取組みについて報告。
第2回	H30.7.30（月）		<ul style="list-style-type: none"> ◆救急医療体制について <ul style="list-style-type: none"> ・10月～12月及び年末年始の救急輪番体制について承認。 ・平日夜間の診療科別や機能別の輪番制についても検討していく必要性について確認。 ◆9月から時間外選定療養費を徴収することについて、舞鶴共済病院から報告。 ◆休日急病診療所の認知度を上げるための案内カードの作成及び公的3病院での配布について依頼・承認。 ◆医療的ケアを必要とする災害時要援護者調査の取組経過において、被災時は、在宅酸素利用者のボンベの確保が課題であり、今後、各機関において、ディーラーへの働きかけを実施することを確認。

第3回	H30.10.29(月)		<p>◆救急医療体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月5日～3月までの救急輪番体制について承認。 ・輪番体制の協議について、早く予定を組むために、今後は6ヶ月分の体制案を提示することに決定。 <p>◆新天皇即位による祝日法改正により2019年のGWが10連休となった場合の診療体制について、今後協議していくことを確認。</p>
第4回	H31.1.21(月)	公的4病院長、事務部長、医師会長、市	<p>◆救急医療体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月～9月までの救急輪番体制について承認。 ・GWの10連休についても、輪番体制により対応することを承認。開業医の中でも開院される診療所があることについて情報共有。 ・インフルエンザ検査の状況（特に小児には実施しないこともある）について各病院から報告。 <p>◆29年度から継続審議となっている消化器内科の平日夜間輪番体制の実施の可否について現状の確認。普段から勤務時間が長くなっている、輪番になると逆に消化器内科医の負担が増えること等があり、現時点では困難であることを確認。</p>

2. 救急医療体制の確保

(1) 救急医療部会の開催

	開催日	出席者	主な協議内容
第1回	H30.5.28(月)	医師会地域医療担当医師、各病院救急担当医師、市消防本部救急担当	<p>◆救急医療体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月～9月までの救急輪番体制について確認。 ・年末年始の輪番体制について、例年どおり1日おきの体制とすることについて承認。 <p>◆休日急病診療所の患者数について意見交換。インフルエンザ流行時期は休日急病診療所でも多くの患者を診ており、今後は小児の患者（輪番日で半数近くを占める）への対応が課題。休日急病診療所において小児を診察するには、病院のフルバックアップが必要であるとの意見。</p> <p>◆搬送時医療機関問い合わせ状況及び管外搬送の事案について状況の確認。</p> <p>◆医療的ケアを必要とする災害時要援護者の調査結果及び今後の取組みについて報告。</p>
第2回	H30.8.20(月)		<p>◆救急医療体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月～12月及び年末年始の救急輪番体制について確認。 ・1月～3月の輪番体制について確認。 <p>◆休日急病診療所の認知度を上げるための案内カードの作成及び公的3病院での配布について報告。</p> <p>◆搬送時医療機関問い合わせ状況及びドクターへリ搬送概要について状況の確認。</p> <p>◆医療的ケアを必要とする災害時要援護者の調査結果及び今後の取組みについて報告。7月の西日本豪雨の際に、災害時要援護者からの要請はなかった。</p>

第3回	H30.12.17(月)	医師会地域医療担当医師、各病院救急担当医師、市消防本部救急担当	<ul style="list-style-type: none"> ◆救急医療体制について <ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月～9月までの救急輪番体制について確認。 ・GWの10連休の診療体制については、まだ内容が決定しておらず、今後協議していくことを確認。 ◆休日急病診療所の患者数についてや、休日診案内カード・#8000の啓発カードを配布について報告。 ◆搬送時医療機関問い合わせ状況及び収容困難事例について状況の確認。
-----	--------------	---------------------------------	---

(2) 公的3病院による休日救急輪番の実施

平成30年4月1日～平成31年3月31日

- 【実績】
- ◆診療科：内科、外科、小児科
 - ◆実施日数：73日（1日平均：71.4人）
 - ◆患者数：5,209人

(3) 休日急病診療所（内科：一次救急）

平成30年4月1日～平成31年3月31日

- 【実績】
- ◆休日急病診療所の診療日数：53日
 - ◆休日急病診療所の受診患者数：720人（1日平均：13.6人）
 - 1日最高患者数：92人（1月13日 インフルエンザ流行）
 - ◆輪番病院との連携
 - 輪番病院への転送患者数：24人

3. 地域医療に係る啓発・情報発信

お医者さんマップ、子どもの急病への対処法パンフレット、訪問歯科診療の案内チラシ、#8000啓発用カード等の配布や、休日急病診療所の案内カードの作成・配布、協議会ホームページを通じて、地域の医療課題に関する啓発を行った。

【参考】

- ・医療現場体験イベント「ミッション・イン・ホスピタル2」を開催
⇒医療に興味のある中学生・高校生が、高度医療機器の操作や各職種の医療現場を体験。命の尊さを学ぶとともに、将来、地域で医療従事者として活躍する人材の育成を目的に実施。
開催日：平成30年8月5日（日）
場所：舞鶴共済病院
参加者：120名（中学生74名、高校生46名）

・公的病院間循環バス利用運賃助成

⇒病院間循環バスの運行に伴い、同一日にバスを利用して公的病院間を移動、受診する患者に対し運賃を助成。

利用実績 1 件 (舞鶴共済病院 ⇒ 日赤病院 1 件)

第2号議案

平成30年度 舞鶴地域医療推進協議会収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較	説明
1. 補助金	2,131,000	1,289,111	△ 841,889	○舞鶴市補助金
合計	2,131,000	1,289,111	△ 841,889	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較	説明
1. 連携強化事業費	10,000	18,448	8,448	○公的4病院長・医師会長会議、部会等開催経費
2. 市との連携事業 (協議会と連携しつつ市 が主体となる事業)	2,096,000	1,199,799	△ 896,201	(1) 医師確保 149,015円 ○医療体験イベント事業費 138,755円 ○医師確保対策事業費 10,260円 (2) 連携推進事業 769,228円 ○ネットワークシステム運営経費 328,288円 ○公的病院間循環バス運賃助成事業費 300円 ○医療情報の閲覧サービス 440,640円 (3) 地域医療に係る情報発信・啓発 281,556円 ○地域医療啓発事業費 128,952円 ○地域医療情報発信事業費 152,604円
3. 事務費	25,000	70,864	45,864	○消耗品費 ○振込手数料 等
合計	2,131,000	1,289,111	△ 841,889	

令和元年度 舞鶴地域医療推進協議会 事業計画書

【事業の基本的概要】

舞鶴地域医療推進協議会（以下、「協議会」という。）は、中丹地域医療再生計画に位置付けられている舞鶴地域医療連携機構の役割（機能）を継承するものであり、舞鶴市における地域医療の確保・充実を目的として、病院間等の連携体制の強化に寄与する取り組みを基本的事業として実施する。

令和元年度においては、前年度同様に病院間・病診間の「連携強化」、「救急医療体制の確保」及び地域医療の課題等に関する「啓発・情報発信」を重点に事業を推進するとともに、医師の定着に向け、医師や医学生の研修に対する支援事業を実施する。

1. 連携強化

公的病院間・病診間の連携や、医療・介護の連携による急性期から回復期・療養期・在宅医療・介護までのシームレスな連携体制（地域包括ケアシステム）の構築など、様々な地域医療の課題について、公的4病院長・医師会長会議や医療現場の担当者と情報共有や協議等を行い、実行性のある医療連携に努めていく。

(1) 公的4病院長・医師会長会議の開催

公的4病院や医師会における診療体制や地域医療の確保などの共通する課題や、これに関連する重要事項について協議を行う。

(2) 医療連携部会の開催

テーマ別に現場担当者による部会を開催し情報の共有化を図るとともに、医療連携や地域医療の充実について協議を行う。

部会名	構成員	内 容
●医療連携部会 ・医師連携 ・地域連携 ・実務連携	・医師会 ・公的4病院 ・歯科医師会 ・薬剤師会 ・地域医療連携担当部署 ・府（保健所） ・市医療担当部署	<u>●病院間・病診間連携の強化</u> <u>●病院間医師応援体制の構築</u>

2. 救急医療体制の確保

救急医療部会を開催し、持続可能な休日救急輪番体制のあり方（見直し）の検討などをを行う。

部会名	構成員	内 容
救急医療部会	<ul style="list-style-type: none">・医師会・公的 4 病院・市消防本部（救急担当）・市医療担当部署	<ul style="list-style-type: none">●持続可能な休日救急医療体制の確保に係る協議●輪番病院と休日急病診療所（内科：一次救急）との連携●公的 3 病院による平日夜間救急医療体制の連携推進

3. 啓発・情報発信

お医者さんマップ、子どもの急病への対処法パンフレット、訪問歯科診療の案内チラシ等の作成・配布や、協議会ホームページを通じて、地域の医療課題に関する啓発を行う。

（参考）

協議会と連携しつつ市が主体となって実施する事業

（1） 医師確保

- ・中・高生医療現場体験イベントの開催

今年度は、8月4日（日）に舞鶴赤十字病院の協力のもと開催予定。

- ・医師・医学生研修支援事業

市内公的病院における、研修医や医学生への研修支援及び在宅医療を目指す40代から50代の勤務医師の地域研修に対する支援を、京都府とも連携し実施する。

（2） 連携推進事業

- ・公的病院間循環バス利用運賃助成
- ・（原子力）災害時の患者情報のバックアップ、通信手段の確保

（3） 地域医療に係る啓発・情報発信

- ・コンビニ受診の抑制や、かかりつけ医を持つことについての啓発活動
- ・メール配信サービスや広報紙等による情報発信

令和元年度 舞鶴地域医療推進協議会 収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	説明
1. 補助金	2,061,000	○舞鶴市補助金
合計	2,061,000	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	説明
1. 連携強化事業費	10,000	○公的4病院長・医師会長会議、部会等開催経費 10,000
2. 市との連携事業 (協議会と連携しつつ市が主体となる事業)	1,750,000	○医師確保 360,000 ○医療体験イベント事業 160,000 ○医師・医学生研修支援事業 200,000 (1)医師確保 360,000 (2)連携推進事業 662,000 ○災害時通信手段確保事業 212,000 ○公的病院間循環バス運賃助成事業費 9,000 ○医療情報の閲覧サービス 441,000 ○地域医療に係る情報発信・啓発 728,000 ○地域医療啓発事業費 640,000 ○地域医療情報発信事業費(ホームページ運営費) 88,000
3. 事務費	301,000	○消耗品費 ○振込手数料 等
合計	2,061,000	

(附帯事項)

・予算の執行について

支出する経費につき、特別の事情等により予算の額を超えて支出を要するものについては、経費に他の科目の予算現額の範囲内で流用し、支出することができるものとする。

第5号議案

舞鶴地域医療推進協議会運営要綱の改正について

1. 改正理由

協議会の会計を監査する役員として、監事を置くための所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

別紙改正案のとおり

3. 施行日

令和元年6月24日

改正案

舞鶴地域医療推進協議会 運営要綱

(名称)

第1条 この会は、舞鶴地域医療推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、京都府中丹地域医療再生計画に基づき、市内の関係する医療機関等が連携協力についての協議を行い、地域における医療の確保・充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 病院間・病診間の連携強化に関する事業
- (2) 救急医療体制の充実強化に関する事業
- (3) 地域医療等に関する情報発信・啓発活動に関する事業
- (4) 上記事項を達成するため関係機関への要望・提言
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

(委員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 舞鶴医師会 会長
- (2) 公的4病院 病院長
- (3) 舞鶴歯科医師会 会長
- (4) 舞鶴薬剤師会 会長
- (5) 舞鶴市健康・子ども部 部長
- (6) その他協議会が認めた者

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、委員の承認を経て選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長は協議会の会議の議長を務める。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 監事は、毎会計年度1回、協議会の経理を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は有識者の中から協議会の会議での承認を得て、会長が委嘱する。

(公的4病院長会議)

第9条 第3条に定める病院間の医療連携を強化するため、公的4病院長会議を置く。

- 2 公的4病院長会議は、第4条第1項第2号の委員をもって構成する。ただし、必要に応じ、各号に掲げる委員が参加することができるものとする。
- 3 公的4病院長会議は、会長が招集し会長が議長になる。

(部会)

第10条 第3条に定める事業を実施するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、医療における各分野の現場担当者で構成する。
- 3 部会は会長の承認を受けて活動し、その実績を会長に報告する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を執行するため、舞鶴市健康・子ども部地域医療課に事務局を置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会が行う事業や運営について必要な事項は、協議会において協議し、決定する。

(附則)

1. この要綱は、平成28年6月27日から施行する。
2. この要綱は、令和元年6月24日から施行する。(一部改正)

舞鶴地域医療推進協議会 運営要綱 日新対照表

日	新
第1条から第4条まで (略)	<p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第5条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 1名</p> <p>2 会長は、委員の中から互選により選任する。 3 副会長は、会長が委員の中から指名し、委員の承認を経て選任する。</p>
	<p>(役員の職務)</p> <p>第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>2 会長は協議会の会議の議長を務める。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、毎会計年度1回、協議会の経理を監査し、その結果を総会に報告するものとする。</p>